

## 上砂川町の給与・定員管理等について

## 1 総括

## (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
18年度	人 4,424	千円 6,132,270	千円 52,176	千円 654,649	% 10.7	% 21.3

## (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	人 84	千円 297,666	千円 32,979	千円 104,586	千円 435,231	千円 5,181	千円 5,540

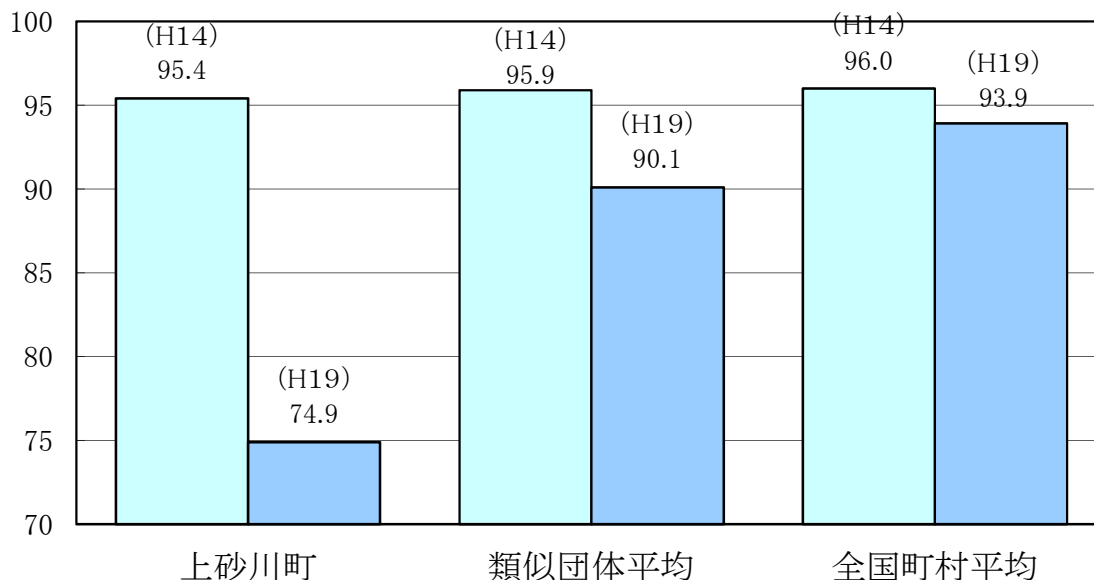
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数である。

## (3) 特記事項（平成19年4月1日現在）

一般職：月額給料～20%削減。期末・勤勉手当～支給額より10%削減、役職加算なし。通勤手当～医師を除き全職員不支給。住居手当～町内居住者のみ支給（職員住宅入居者は不支給）特殊勤務手当見直～6手当のうち4手当廃止。（夜間介護手当・夜間看護手当のみ支給）

特別職：月額給料～町長30%、副町長・教育長25%削減。期末手当～支給額より10%削減。

## (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
上砂川町	43.7 歳	270,200 円	299,400 円	295,500 円
北海道	43.5 歳	321,798 円	391,497 円	371,135 円
国	40.7 歳	325,724 円	—	383,541 円
類似団体	43.1 歳	312,475 円	360,985 円	342,588 円

#### ②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
上砂川町	56.4 歳	8 人	204,000 円	207,200 円	212,600 円	—	—	—	—
うち公務補	— 歳	1 人	— 円	— 円	— 円	用務員	53.9 歳	227,200 円	—
うち学校給食員	— 歳	2 人	— 円	— 円	— 円	調理士	42.5 歳	248,200 円	—
その他技能労務職	— 歳	5 人	— 円	— 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
北海道	46.3 歳	1,799人	307,413 円	349,077 円	343,944 円	—	—	—	—
国	48.8 歳	5,193人	287,094 円	—	320,514 円	—	—	—	—
類似団体	49.4 歳	5 人	256,655 円	283,511 円	272,303 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
上砂川町	—	—	—
うち公務補	— 円	##### 円	—
うち学校給食員	— 円	##### 円	—
その他技能労務職	— 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成16～18年の3カ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

### (2) 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区分		上砂川町	北海道	国
一般行政職	大学卒	136,160 円	153,180 円	170,200 円
	高校卒	110,720 円	124,560 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	107,200 円	124,560 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成19年4月1日現在）

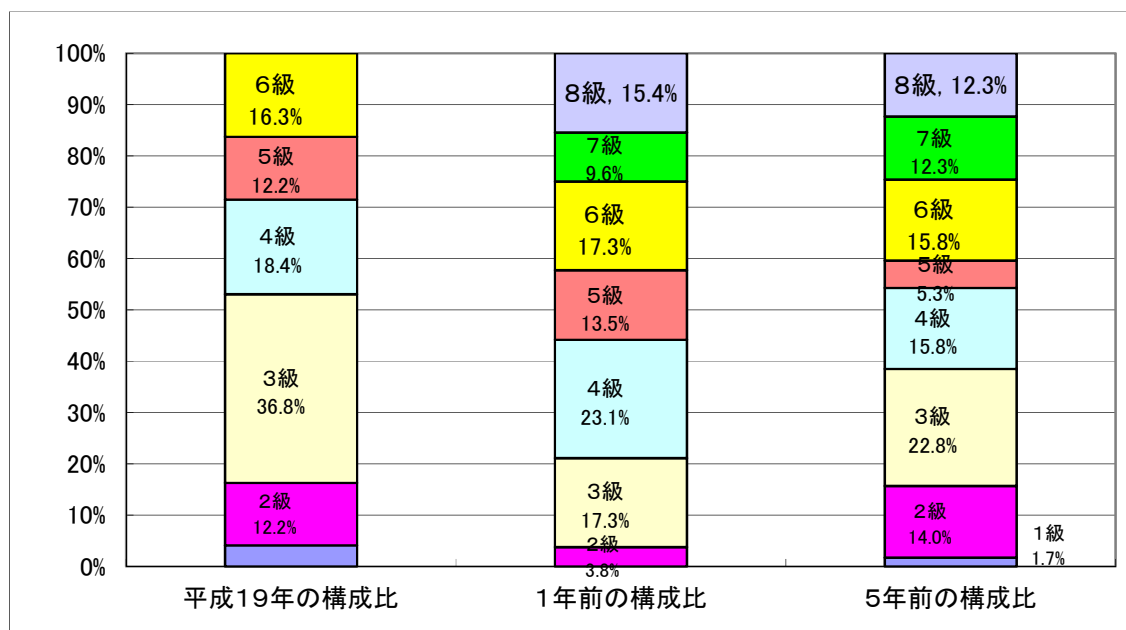
区 分	経 験 年 数 10年以上～15年未満	経 験 年 数 15年以上～20年未満		経 験 年 数 20年以上～25年未満	
		円	円	円	円
一般行政職	大 学 卒	218,100	242,100	—	—
	高 校 卒	183,700	208,100	234,200	—
技能労務職	高 校 卒	—	—	192,600	—
	中 学 卒	—	—	182,100	—

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	・ 定型的な業務を行う職務。	2 人	4.1%
2 級	・ 主査及び主任（労務職員を除く。）の職務。 ・ 相当な経験が必要とする業務を行う職務。 ・ 高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務。 ・ 相当な知識又は経験を必要とする労務職員の職務。	6 人	12.2%
3 級	・ 係長の職務。 ・ 特に困難な業務を処理する主査及び主任（労務職員を除く。）の職務。 ・ 特に高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務。	18 人	36.8%
4 級	・ 町長部局の所長、施設庁、事務長、主幹の職務。 ・ 消防本部の主幹、消防署の次長の職務。 ・ 教育委員会的主幹の職務。 ・ 特に困難な業務を処理する係長の職務。	9 人	18.4%
5 級	・ 町長部局の課長、センター長、参事、室長、特に困難な業務を処理する所長、施設長、事務長、主幹の職務。 ・ 消防本部の長、次長、消防署長、特に困難な業務を処理する消防本部の主幹、消防署の次長の職務。 ・ 議会事務局長。 ・ 教育委員会の次長、特に困難な業務を処理する主幹の職務。	6 人	12.2%
6 級	・ 特に困難な業務を処理する次の職務。 町長部局の課長、センター長、参事、室長、消防本部の長・次長・消防署長、議会事務局長、教育委員会の次長	8 人	16.3%

- (注) 1 上砂川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成19年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価は未実施。

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

上砂川町		北海道		国	
1人当たり平均支給額（平成18年度） 1,237 千円		1人当たり平均支給額（平成18年度） 1,677 千円		—	
（平成18年度支給割合） 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 （ 1.6 ）月分 （ 0.75 ）月分		（平成18年度支給割合） 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 （ 1.6 ）月分 （ 0.75 ）月分		（平成18年度支給割合） 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 （ 1.6 ）月分 （ 0.75 ）月分	
（加算措置の状況） 無し		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

人事評価は未実施。

##### (2) 退職手当（平成19年4月1日現在）

上砂川町			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）	
1人当たり平均支給額	1,359 千円	20,900 千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額である。

##### (3) 地域手当

（平成19年4月1日現在）

4

支給実績（平成18年度決算）	千円
----------------	----

支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）			千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

**（22年度の制度完成時）**

支給対象地域	支給率	国の制度（支給率）
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%

（注）国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

**（4）特殊勤務手当（平成19年4月1日現在）**

支給実績（平成18年度決算）	2,896 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	85,200 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成18年度）	29.6 %		
手当の種類（手当数）	2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
夜間介護手当	夜間介護業務に従事した職員	夜間の入所者に対する介護	1回当たり2,480円
夜間看護手当	夜間看護業務に従事した職員	夜間の入所者に対する看護	1回当たり3,100円

**（5）時間外勤務手当**

支給実績（平成18年度決算）	1,705 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	15 千円
支給実績（平成17年度決算）	5,040 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	50 千円

**（6）その他の手当（平成19年4月1日現在）**

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成18年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）
扶養手当	国公どおり	同		13,694 千円	232,100 円
住居手当	国公どおり（但し町内居住者）	異	対象者	703 千円	140,600 円
通勤手当	不支給（但し医師を除く）	異	対象者	517 千円	517,400 円
管理職手当	課長職5%、主幹職3%	異	支給率	5,128 千円	301,600 円

**5 特別職の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）**

区分	給料	月5額等
給 市区町村長	607,000 円 ( 867,000 円 )	(参考) 類似団体における最高/最低額 840,000 円 / 340,000 円

料	副市町村長	524,000 円 ( 699,000 円 )	705,000 円	346,000 円
	収入役	※副町長兼掌 ( 円 )	590,000 円	450,000 円
報酬	議長	251,000 円 ( 279,000 円 )	395,000 円	120,000 円
	副議長	199,000 円 ( 221,000 円 )	310,000 円	93,300 円
	議員	167,000 円 ( 185,000 円 )	290,000 円	79,600 円
期末手当	市区町村長 副市町村長 収入役	(平成19年度支給割合) 4.45	月分	
	議長 副議長 議員	(平成19年度支給割合) 4.45	月分	
退職手当	市区町村長	(算定方式) 607,000円×在職年数×5.313月	(1期の手当額) 12,899,964 円	(支給時期) 退職後1月以内
	副市町村長 収入役	524,000円×在職年数×3.355月	7,032,080 円	退職後1月以内
	備考			

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成19年	平成18年		
普通会計部門	議会	2	2	0	組織・機構の改革に伴う減 退職者不補充 退職者不補充 施設閉鎖に伴う減
	総務	18	19	▲1	
	税務	3	3	0	
	民生	10	12	▲2	
	衛生	11	12	▲1	
	商工 土木	2 5	3 5	▲1 0	
	計	51	56	▲5	<参考> 人口1万人当たり職員数 115.28 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 188.86 人)
	教育部門	8	9	▲1	組織・機構の改革に伴う減
	消防部門	17	17	0	
	小 計	76	82	▲6	<参考> 人口1万人当たり職員数 171.79 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 233.57 人)
公営会計 企業部 等門	水道	3	3	0	組織・機構の改革に伴う減
	下水道	2	3	▲1	
	その他	30	30	0	
	小 計	35	36	▲1	
合 計		111 [ 153 ]	118 [ 155 ]	▲7 [ ▲2 ]	<参考> 人口1万人当たり職員数 250.90 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況(平成19年4月1日現在)

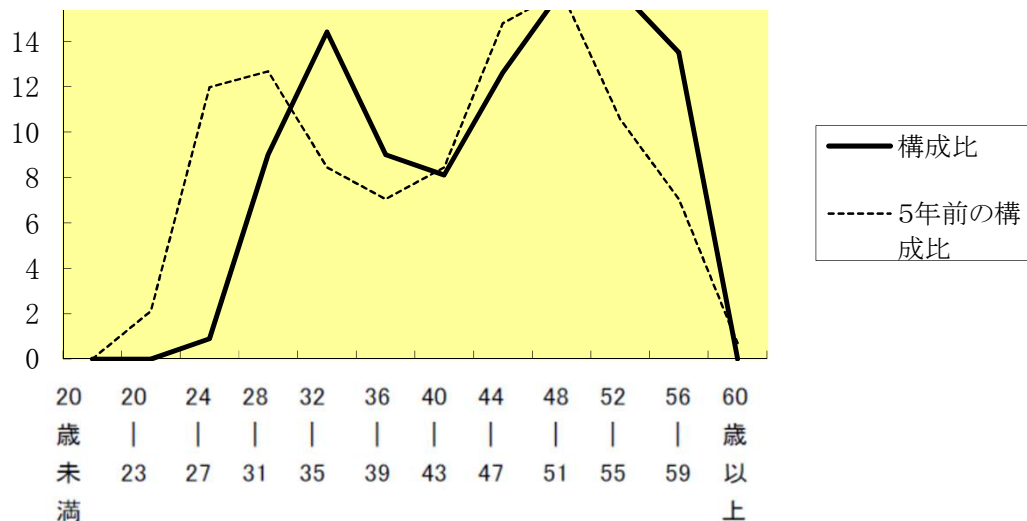
%

18

16

6





区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	人	1人	10人	16人	10人	9人	14人	18人	18人	15人	人	111人

### (3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

#### ①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
121人	105人	16人	13.2%

#### (参考) 財政健全化計画における定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成18年度	平成22年度	16人削減

#### ②定員管理の数値目標の年次別進捗状況 (実績) の概要

(各年4月1日現在)

部門	区分	17年	18年	19年	20年	17年～20年	(参考)
		計画始期	1年目	2年目	3年目	計	数値目標
一般行政	職員数	58	56	51	48	—	51
	増減		△2	△5	△3	△10 (142.9%)	△7

教育	職員数	9	9	8	7	—	8
	増減			△ 1	△ 1	△2 (200.0%)	△ 1
消防	職員数	17	17	17	17	—	17
	増減					( %)	
公営企業 等会計	職員数	37	36	35	35	—	29
	増減		△ 1	△ 1	0	△2 ( 25.0%)	△ 8
計	職員数	121	118	111	107	—	105
	増減		△ 3	△ 7	△ 4	△14 ( 87.5%)	△ 16

- (注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。  
2 ( %)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。  
3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
18年度	180,062	0	20,372	11.3	10.7

区分	職員数	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
18年度	5	15,101	854	4,417	20,372	4,074	6,895

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成18年3月31日現在の人数である。  
3 職員数5名のうち2名は臨時職員である。

#### イ 特記事項

一般行政職と同様の給与制度等の状況であるため、以下省略。